



## 都市再生推進法人の指定について

「都市再生特別措置法」第118条第1項に基づき、下記の団体を都市再生推進法人として指定し、指定書を市長から交付します。

- 日 時 令和6年4月17日（水）13時30分から
- 場 所 桐生市役所3階 特別応接室
- 指定する団体 まちづくり会社 UNIT KIRYU 株式会社  
代表取締役社長 川村 徳佐
- その他 冒頭から指定書を交付するまでの間は、撮影可能です。
- 添付資料 都市再生推進法人について



【問い合わせ】  
都市整備部 都市計画課 都市計画係  
担当 米山・福田  
TEL 0277-46-1111（内線744・754）